

平成25年2月12日

信用組合愛知商銀

金融円滑化法期限到来後の対応となお一層の金融円滑化への取り組みについて

当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も取組方針は変わりません。

これからもお客様に対して、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談等に迅速かつ適切にお応えすることができるよう、努めてまいります。

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」といいます。）が本年3月末をもって期限が到来することとなりますが、信用組合愛知商銀（理事長 石田国雄）は、引き続き全役職員をあげて、なお一層の金融円滑化に取り組んでまいりますのでお知らせいたします。

1. 当組合は、金融円滑化法の期限到来後も、お客様からのご融資条件の変更等のお申出にできる限り対応する等、従来からの対応と変更はございません。また、引き続き、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図り、ご融資条件の変更等や円滑な資金供給によりお客様への支援を継続してまいります。
2. 当組合は、お客様からの資金に関するご相談やご融資条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様が抱えている問題・課題を十分に把握した上で、その解決に努めてまいります。
3. 当組合は、一層のコンサルティング機能を発揮して、お客様の問題・課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、その実効性の確保を支援してまいります。

【金融円滑化法等ご相談窓口のご案内】

1. 営業店のご相談窓口
場所 各営業店
受付時間 平日9：00～17：00
(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)
2. 本部の相談窓口
担当部署 融資部
電話番号 052-453-0821
受付時間 平日9：00～17：00
(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)